

一般社団法人奈良県薬剤師会 定款

一般社団法人奈良県薬剤師会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人奈良県薬剤師会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を奈良県橿原市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、公益社団法人日本薬剤師会並びに奈良県内に所在する医療・介護団体及び行政等との連携のもと、薬剤師の倫理的及び学術的水準を高め、薬剤師の職能を通じ県民の健康及び厚生福祉の促進を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 薬剤師職能及び薬学の向上に関する研修等の事業
- (2) 薬事衛生、医療保険及び医薬分業の推進等に関する研修等の事業
- (3) 公衆衛生の普及・指導及び助言に関する事業
- (4) 学校保健及び学校環境衛生検査に関する事業
- (5) 薬学生の育成に関する事業
- (6) 医薬品等に関する相談及び助言並びに医薬品の適正使用のための普及啓発に関する事業
- (7) 優良医薬品の普及及び流通の適正化に関する事業
- (8) 会員の相互扶助及び福祉増進に関する事業
- (9) 機関誌及び薬事関係図書の刊行に関する事業
- (10) 会営薬局の設置運営に関する事業
- (11) 薬事情報センターの設置運営に関する事業
- (12) 地域医療への貢献及び医療安全の確保に関する事業
- (13) 地域薬剤師会への連携、協力及び支援に関する事業
- (14) 災害時等の医薬品の確保・供給に関する事業
- (15) 医薬品等試験検査センターの設置運営に関する事業
- (16) 薬剤師の無料職業紹介に関する事業
- (17) その他本会の目的達成に必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 本会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 奈良県内に住所又は勤務場所を有する薬剤師で本会の目的及び事業に賛同し、入会した者。但し、公益社団法人日本薬剤師会の正会員に入会する意思のある者に限る。
- (2) 賛助会員 薬剤師ではないが、本会の目的及び事業に賛同し、入会した個人及び企業・団体
- (3) 特別会員 薬剤師ではないが、薬学を専攻する学生その他薬学及びそれに関連する知識・業務経験を有する者で本会の目的及び事業に賛同し、入会した者
- (4) 名誉会員 本会に功労のあった者又は学識経験者等で理事会が承認した者

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

（会員の資格の取得）

第6条 本会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところによる入会申込書に所定の事項を記入の上、理事会の承認を受けなければならない。

（会員の義務）

第7条 会員は、薬剤師の倫理を尊重し、社会の信頼と尊敬を得るように努めなければならない。

2 会員は、この定款に定める事項及び第4章に規定する社員総会の決定事項を遵守する義務を負う。

3 会員は、本会の事業活動によって経常的に生ずる費用に充てるため、所定の会費及び負担金等（以下「会費等」という。）を本会に支払う義務を負う。

4 会費等の額及び支払方法は、社員総会において定める会費規程による。

（任意退会）

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を本会に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項に該当する場合は、当該会員に対し、当該社員総会の日から1週間前までに除名する旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。

3 除名は、除名した会員にその旨を通知しなければ、これをもって当該会員に対抗することができない。

（会員の資格喪失）

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を1年以上履行せず、最終催告を受けた日から30日以内に会費等を納入せず、理事会が会員喪失を決定したとき。
- (2) 当該会員が死亡し、若しくは失跡宣言を受けたとき、又は解散したとき。

2 会員の資格を喪失したときは、本会に対して会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務を免れることはできない。

3 会員の資格を喪失した場合、支払った会費等の返還を受けることはできない。

（拠出金品の不返還）

第11条 既納の会費等及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 社員総会

（構成）

第12条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

（権限）

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名

- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第 14 条 社員総会は、定時社員総会として、毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第 15 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 社員総会を招集するときは、会長は、総会の日時、場所、目的である事項等を記載した書面をもって、社員総会の 30 日前までに通知を発ししなければならない。ただし、緊急の場合は、2 週間前までとすることができる。
- 3 総正会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 4 会長は、前項の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内の日を社員総会の日とする臨時社員総会の招集の通知を発ししなければならない。

（議長の選出）

第 16 条 社員総会の議長は、当該社員総会において正会員の中から選出する。

（定足数）

第 17 条 社員総会は、正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

（議決権）

第 18 条 社員総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

（決議）

第 19 条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権（第 20 条代理行使を含む）の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事の候補者の合計数が第 22 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（議決権の代理行使）

第 20 条 社員総会に出席しない正会員は、予め通知された事項について、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出することにより、他の正会員を代理人として、議決権の行使を委任することができる。この場合においては、第 17 条及び前条の規定の適用については、当該正会員は社員総会へ出席したものとみなす。

（議事録）

第 21 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した正会員のうちから当該社員総会において選出された議事録署名人2名以上が、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第22条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事15名以上30名以内
- (2) 監事3名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、5名以内を副会長、1名以内を専務理事、10名以内を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、同項の副会長、専務理事及び常務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任等)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事及び監事は、当該候補者の選任を議題とする社員総会の開催の日において正会員でなければならない。
- 3 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 4 理事のうちに、理事のいずれか1人と四親等内の親族の関係にある者、立候補者と同一法人に属する者又はその他特殊な関係がある者の合計数が理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 監事には、本会理事（本会理事と四親等内の親族の関係にある者、立候補者と同一法人に属する者又はその他特殊な関係がある者を含む。）及び使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に同様の関係があってはならない。
- 6 この定款に定めるもののほか、役員の候補者の選考に必要な規定については、理事会において別に定める。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により

退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 27 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第 28 条 理事及び監事には、社員総会において、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、費用を弁償することができる。

(顧問及び相談役)

第 29 条 本会に、顧問及び相談役を若干名置くことができる。

2 顧問及び相談役は、理事会の決議を経て会長が委嘱し、その任期は委嘱した会長の在任期間とする。

3 顧問は、次の職務を行う。

(1) 会長及び常務理事会構成員の相談に応じること。

(2) または、法律及び経理・専門的技術に関しての相談に応じる。

4 相談役は、次の職務を行う。

(1) 理事会構成員の相談に応じること。

(2) または、理事会から諮問された事項について、参考意見を述べること。

5 顧問及び相談役は、無報酬とする。ただし、理事会の定めにより、その職務を行うために要した費用について、その実費相当額を支払うことができる。

6 前項の規定にかかわらず、顧問及び相談役のうち、法律的及び経理的技術を有する専門家に対しては、その職務に応じた報酬を支払うことができる。ただし、その報酬額は、理事会の決議を経なければならない。

(責任の免除)

第 30 条 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、本会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第 112 条の規定により、この責任は、総正会員の同意がなければ、免除することができない。

2 前項の規定にかかわらず、本会は法人法第 114 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 32 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務執行の監督

(3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(4) 重要な使用人の選任及び解任

(招集)

第 33 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が予め理事間で決めた順位により、理事会を招集する。

3 各理事は、会長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

4 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、理事会の日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

5 第 3 項の規定による請求があった日から 5 日以内に、理事会招集の通知が発せられない場合、または、理事会開催日が、その請求があった日から 2 週間以内でない場合、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、会長若しくは会長が指名した理事がこれに当たる。

2 会長に、事故があるときは、出席した理事の互選により議長を選定する。

(決議)

第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 36 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会へ出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(常務理事会)

第 38 条 本会に常務理事会を置くことができる。

2 常務理事会は、会長及び業務執行理事をもって構成する。

3 常務理事会は、次に掲げる事項の検討等を行う。

(1) 理事会に付議及び報告すべき事項の検討

(2) 会長より付議された事項の検討

4 常務理事会は、必要に応じて会長が招集する。

5 常務理事会の議長は、会長若しくは会長が指名した業務執行理事がこれに当たる。

6 常務理事会の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 7 章 協力機関

(日本薬剤師会等との協力)

第 39 条 本会は、理事会の決議により、公益社団法人日本薬剤師会を協力機関とすることができる。また、本会は、協力機関との連携協力により、本会の事業を推進し、実施することができる。

2 協力機関との連携協力による事業の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 8 章 委員会

(委員会)

第40条 本会の事業を推進するために、理事会の決議に基づき、委員会を設置する。

2 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。
(特別委員会)

第41条 本会の事業を推進するために特別委員会を設置することができる。

2 特別委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 地域及び職域部会

(地域及び職域部会)

第42条 本会の会務及び事業の円滑な運営を図るため、理事会の承認を得て地域又は職域部会を設置することができる。

2 地域及び職域部会は、その地域及び職域に関する会務又は事業の推進のために活動する。

3 地域部会は、理事会の承認を経て、別途定める「一般社団法人奈良県薬剤師会地区会規定」に沿って設置する。

4 職域部会は、理事会の承認を経て、その職域名を冠した薬剤師会と称することができる。

第10章 資産及び会計

(事業年度)

第43条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第44条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、本会の主たる事業所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第45条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会へ提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び正会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配)

第46条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第48条 本会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 49 条 本会が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 12 章 公告の方法

(公告の方法)

第 50 条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 13 章 事務局

(設置等)

第 51 条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の決議により任免する。
- 4 事務局の職員は、会長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 52 条 主たる事務所には、次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 正会員の名簿
- (2) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (3) 理事会及び社員総会の議事に関する書類
- (4) その他法令で定める帳簿及び書類

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する整備法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の代表理事（会長）は、竹上茂とする。
- 3 本会の最初の業務執行理事（副会長）は、増田善昭、杉村好唯、喜多邦徳、阪口正治とする。
- 4 整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第 43 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

付則

- 1 この定款は変更許可のあった日（令和 3 年 5 月 29 日）から実施する。

付則

- 1 この定款は変更許可のあった日（令和 5 年 5 月 20 日）から実施する。

付則

- 1 この定款は変更許可のあった日（令和 7 年 1 月 25 日）から実施する。

付則

- 1 この定款は変更許可のあった日（令和 7 年 5 月 31 日）から実施する。